

## 統計と行政について

茨城県総合開発部長 永田良雄

昭和49年の暮が明け、エネルギー危機、物不足の深刻化などから、昨年当初まで駿馬のように突走ってきた高度経済成長にストップがかかり、わが国経済はかつて経験したことのない試練の新年を迎えることとなりました。このような経済の動きを反映して統計資料の需要はより一層たかまってくるものと思われまます。この機会により正確に、より速く必要とされる統計資料を提供するため統計業務に従事されている多くの方々に対し心からお礼申し上げます。

いうまでもなく、行政の要諦は国民の福祉増進にあります。この目的を達成するため、国、県、市町村などの行政機関によって種々の政策が行なわれているわけでありまます。この政策立案の基礎資料として、統計資料は欠くことができません。各種の統計資料を読みとり、分析し、それに基づき政策を決定する行政活動が最もむだのない、県民の要望に応えた政策といっても過言ではないと思われまます。むだのない判断をし、当を得た行政を行なうためには、より新しい、より正確な統計資料が要求されまます。しかしながら、この要求に応えるためには、多くの問題があることも否定できません。例えば、調査実施に際して、直接調査客体に接し、実査の業務にあたる統計調査員の確保の問題がありまます。すぐれた調査員の確保こそ、正確な統計資料の作成に欠かすことのできないものであるにもかかわらず、選任難等の問題が大きな障害となりつつありまます。こうした現状の中ですぐれた調査員を確保することは、市町村の統計担当者にとっても非常に努力を要する問題ではないかと思われまます。こうした問題を解決するためには、調査員の組織化や、研修会等を通じ、調査員の資質向上につとめるとともに、統計調査の重要性を調査員、調査客体である各企業体、一般家庭に至るまで再認識してもらえようような努力をしなければなりません。調査客体の中には、調査資料の提供は「何かの不利なことに利用されるのではないか。」というような懸念があるやに聞きおよんでおりまます。このようなことがある以上、正確な統計の作成はおぼつかなくなり、ひいては、行政、あるいは企業体などにおける意思決定に誤った判断が生じないということはいえまます。このようなことを避けるために、「統計調査についての個人および法人の秘密は完全に保持しなければならない。」と統計法第14条に明文の規定が設けられているのでありまます。これらのことを正しく理解していただければ正確な調査資料を提出したことによって「不利な取扱いに使用されるのではないか。」というような調査客体の不安をぬぐいさることができ、より正確な統計資料の作成に協力を得られるのではないでしようか。

一方、県においては、行政事務の改善と迅速化を目ざして、本格的にコンピューターを駆使した統計資料の作成に取り組んでおりまます。本年は小規模事業所給与等実態調査、昭和49年農業基本調査、商業統計調査など、多くの調査をコンピューターシステムにのせる予定で、資料の集計作成が一段とスピードアップされることになりました。作業をすすめるにあたっては、より迅速に、より正確にという目的の達成に加え、加速度的に増大している行政の意思決定などに関する情報を多面的に作成できるよう、さらにより客観的な判断をみちびくことができるよう配意することにしていまます。

最後になりますが、行政と統計のかかわりは切っても切れないものです。統計の作成者は大部分が官公庁であり、またその利用者もほとんどが官公庁である現状にあってはやむを得ないことでありまます。しかし、本年は、戦後類をみないといわれる大変動の年でもありまますので、統計が官公庁のみの利用に止まらず、広く一般企業体はもとより民間活動のすべての分野で存分に利用し、非常の難局を乗り切りたいと思ひまます。この一助として県においても行政資料室を設け統計資料の転写などの用具を備えていまます。これらが県民に広く利用されるよう期待してやまない次第でありまます。